

令和4年第2回安城市議会臨時会

議案書

(令和4年5月11日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
承 認 第 1 号	専決処分について（安城市税条例の一部を改正する条例）	1
承 認 第 2 号	専決処分について（安城市都市計画税条例の一部を改正する条例）	5
第 3 9 号 議 案	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第 4 0 号 議 案	安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 4 1 号 議 案	安城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 4 2 号 議 案	工事請負契約の締結について（桜井中学校校舎改修第2期主体工事）【説明書参照】	1 5
第 4 3 号 議 案	財産の取得について（職員用パソコンの更新）【説明書参照】	1 7
同 意 第 2 号	固定資産評価員の選任について	1 9

承認第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

安城市長 神谷 学

安城市条例第18号

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第46条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第67条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第67条の3中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項

中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の安城市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

安城市長 神谷 学

安城市条例第19号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。
附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第15項中「附則第6項」を「附則第5項、第6項」に改める。

附則第16項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の安城市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第39号議案

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。
附則第2項を次のように改める。

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附則第3項から第5項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定する必要があるため。

第40号議案

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例
第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。
附則第2項を次のように改める。

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第5条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附則第3項から第5項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のものとの期末手当を改定する必要があるため。

第41号議案

安城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(安城市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 安城市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(」の次に「附則第3条を除き、」を加える。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則第2条第2項中「第21条第2項及び第4項並びに」を「第21条第4項及び」に、「第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の120」と、同条第4項」を「第21条第4項」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第3条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び同条第4項から第6項まで(前条第2項又は安城市職員の育児休業等に関する条例(平成4年安城市条例第6号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第26条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当(第21条第1項若しくは第26条

第1項から第3項まで若しくは第6項、安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）第13条、第17条若しくは第19条ただし書（同条例第23条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第46号）第18条第1項若しくは附則第2項、安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）第5条又は衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第16号）第22条第1項若しくは第31条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定により支給された期末手当（市費負担教員、安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号）第1条に規定する職員及び安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員に支給されたものを除く。）をいう。）の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（この条例、安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例又は衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

（安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「掲げる職員（」の次に「附則第3項を除き、」を加える。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第11条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（同条第1項若しく

は前項、給与条例第21条第1項若しくは第26条第1項から第3項まで若しくは第6項、安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）第13条、第17条若しくは第19条ただし書（同条例第23条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第46号）第18条第1項若しくは附則第2項又は安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）第5条の規定により支給された期末手当（給与条例附則第2条第1項に規定する市費負担教員に支給されたものを除く。）をいう。）の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（この条例、給与条例、安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例又は安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 給与条例第6条第1項に規定する再任用職員 72.5分の10

(安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「掲げる職員（」の次に「附則第3項を除き、」を加える。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（同条第1項若しくは前項、給与条例第21条第1項若しくは第26条第1項から第3項まで若しくは第6項、安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）第13条、第17条若しくは第19条ただし書（同条例第23条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）第5条の

規定により支給された期末手当（給与条例附則第2条第1項に規定する市費負担教員、安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号）第1条に規定する職員及び安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員に支給されたものを除く。）をいう。）の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（この条例、給与条例又は安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 給与条例第6条第1項に規定する再任用職員 72.5分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当の改定に準じ、市費負担教員以外の職員の期末手当を改定する必要があるため。

第42号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 桜井中学校校舎改修第2期主体工事
- 2 工事の場所 安城市小川町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造3階建
 - (2) 内容
 - ア 外部保全改修 外壁 屋上防水ほか
 - イ 校舎改修 昇降口 廊下ほか
 - ウ 昇降機棟増築
- 4 契約金額 金243,980,000円
- 5 契約の相手方 安城市横山町寺田35番地4
株式会社ナルセコーポレーション
代表取締役 成瀬 日出登
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第43号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和4年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 取得の目的 職員用パソコンの更新
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 ノートブック型パソコン
 - (2) 数量 1,687台
- 3 契約金額 金269,940,000円
- 4 契約の相手方 名古屋市中区錦二丁目2番13号
扶桑電通株式会社中部支店
執行役員支店長 奥田 洋久
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

同意第2号

固定資産評価員の選任について

令和4年5月10日をもって固定資産評価員久野晃広が辞職したので、後任として次の者を選任したい。

上記地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

西尾市 [redacted] 町 [redacted]
朝 岡 一 秀
昭和 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生